

岐阜県公報

目次

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
岐阜県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	四
過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	〇
岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例	(地域スポーツ課)	〇
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(労働雇用課)	〇
岐阜県航空宇宙博物館条例	(航空宇宙産業課)	一
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(里川振興課)	四
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	四
岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市公園課)	五
岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(交通規制課)	五

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第二三五号)
- 一 「国家公務員退職手当法」の一部改正に鑑み、失業者の退職手当について、国家公務員に準じて次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
- 1 被災したため離職を余儀なくされた等一定の要件を満たす退職者で、知事が再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたものについて、原則六〇日(最大一二〇日)を限度とし、失業者の退職手当を給付する日数を延長することができることとした。(第一〇条及び附則第三六項関係)
- 2 移転費に相当する退職手当について、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就職する者を支給対象に加えることとした。(第一〇条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一、二は、平成三〇年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県税条例等の一部を改正する条例(条例第二六号)
- 一 県民税
- 非課税累積投資契約に基づく非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設に伴い、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する措置を講ずることとした。(附則第一一条の六関係)
- 二 不動産取得税
- 1 居住用超高層建築物の部屋等を取得した場合の不動産取得税の計算に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。(第五二条関係)

号外(一) 平成二十九年 七月十一日

- 2 「不動産特定共同事業法」に規定する事業契約に基づく老朽化した商業施設等の取得に係る課税標準の特例措置の対象者に、小規模不動産特定共同事業者及び適格特例投資家限定事業者を加えることとした。(附則第七条関係)
- 三 自動車取得税
 - 1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、その対象及び軽減率を見直し、適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の二関係)
 - 2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車(初めて新規登録等を受けるものを除く。)の取得に係る課税標準の特例措置について、その対象及び控除額を見直し、適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二条の二の四関係)
- 四 自動車保有関係手続のワンストップサービスの開始に伴い、自動車の新規登録をした年度の自動車税の徴収方法の特例として、電子納付によることができることとした。(第七八条の二関係)
- 五 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 六 この条例は、一部を除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二七号)
 - 一 「過疎地域自立促進特別措置法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例(条例第二八号)
 - 岐阜県スポーツ科学センター分館(御嶽濁河高地トレーニングセンター)において、酸素カプセルによる回復支援を行うとともに、その利用料金を指定管理者の収入として収受させることとした。(別表第一関係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二九号)
 - 一 「職業能力開発促進法」の施行に関する事務のうち三五歳未満の者で一定ものが受検する場合における二級及び三級の技能検定試験手数料(実技試験)の額を軽減することとした。(別表第一関係)

- 二 「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、平成二九年一月一日から施行することとした。ただし、二は、平成二九年一月一日から施行することとした。
 - 岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例(条例第三〇号)
 - 一 航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与するため、各務原市に岐阜かがみがはら航空宇宙博物館(以下「博物館」という。)を設置することとした。(第一条関係)
 - 二 博物館の管理は、知事が別に議会の議決を経て指定する指定管理者に行わせることとした。(第一〇条、第一六条関係)
 - 三 博物館の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとし、その上限額を定めることとした。(第六条、第七条及び別表関係)
 - 四 その他博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることとした。
 - 五 二に伴い、「岐阜県附属機関設置条例」について、岐阜かがみがはら航空宇宙博物館指定管理者審査委員会を設置し、指定管理者の選定等に関する事項について調査審議を行わせることとした。(附則第三項関係)
 - 六 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、五は、公布の日から施行することとした。岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第三二号)
 - 一 広く県民に漁業を体験する場を提供し、その振興及び発展を図るとともに、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する情報発信を行うため、郡上市に清流長良川あゆパークを設置することとした。(別表第一関係)
 - 二 施設の管理は、知事が別に議会の議決を経て指定する指定管理者に行わせることとした。(別表第二関係)
 - 三 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三号)
 - 一 「都市緑地法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第三三三号）

一 平成記念公園への入園を無料にすることとした。（別表第一関係）

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から施行することとした。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第三四四号）

一 自動車保有関係手続のワンストップサービスの開始に伴い、自動車保管場所証明書交付申請手数料の事務内容及び名称を変更することとした。（別表第一関係）

二 この条例は、平成二九年一〇月二日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項

に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に、「職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八條の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

36 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八條まで」とあるのは「第二十八條まで及び附則第五條」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、あつて、雇用保険法附則第五條第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法同法第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定第二十四條の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）とする。」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岐阜県職員退職手当条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第十条第十項(第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した岐阜県職員退職手当条例第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。次項において同じ。)であつて岐阜県職員退職手当条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十四号)第四条の規定による改正後の職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号。以下この項において「改正後職業安定法」という。)第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項(第五号に係る部分に限り、岐阜県職員退職手当条例第十条第十五項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

岐阜県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県条例等の一部を改正する条例

(岐阜県条例の一部改正)

第一条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項中「第二条の二第六項」を「第二条の二第七項」に改める。

第四十四条第一項第五号中「第七十二条の二十六第七項本文又は第九項」を「第七十二条の二十六第八項本文又は第十項」に改める。

第五十二条第二項中「において」を「には、当該家屋に」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第三十六条の二の二」に、「請負人から当該注文者に対する」を「当該注文者に対する請負人からの」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「家屋の新築された」を「家屋が新築された」に、「において」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「において」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分(以下この項から第七項まで及び第九項において「専有部分」という。)(に、「においては」を「には」に、「むねの建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分(第六項及び第九項において「共用部分」という。)(に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「天井」を「天井」に、「程度等」を「程度その他施行規則第七条の三第一項に規定する事項」に、「施行規則第七条の三の規定」を「同条第二項及び第三項に規定するところ」に、「第七項」を「第九項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第五項中「前項の」の下に「規定による」を、「区分所有者」の下に「(建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項から第九項までにおいて同じ。)(」を加え、「程度等」を「程度その他施行規則第七条の三第一項に規定する事項」に、「規則の」を「規則で」に、「において」を「において」「に、」であるときを「と認めるとき」に改め、同項ただし書中「において」「を」について「に、」により、「を」に改め、「である」を削り、「において」を「には」に改め、同条第十一項中「によつて」を「により」に、「又は同日」を「、又は同日」に、「に基づきそれらの保留地予定地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた」を「の効力が発生した日として施行令第三十六条の二の三に規定する」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「によつて」を「により」

り」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「において」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、第六項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの(以下この項から第九項までにおいて「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、第四項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七条の三の二第一項に規定する事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて同条第二項において準用する施行規則第七条の三第二項及び第三項に規定するところにより当該割合を補正した割合、第九項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る区分所有者が建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する一部共用部分(附属の建物であるものを除く。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して施行規則第七条の三の二第三項に規定するところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

7 前項各号列記以外の部分の規定による補正は、当該居住用超高層建築物の区分所

有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他施行規則第七条の三の二第一項に規定する事項の差異に応じて協議して定めた補正の方法を規則で定めるところにより知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法により行うものとし、知事は、その旨を市町村長に通知するものとする。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について施行規則第十五条の三の二第四項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがあり、かつ、当該市町村長から当該補正の方法により行う旨の通知があつた場合には、当該補正の方法により行うことができるものとする。

8 第六項第一号の規定による補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法(当該補正を行わないこととするものを含む。)を規則で定めるところにより知事に申し出た場合において知事が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、当該補正の方法により行うものとし、知事は、その旨を市町村長に通知するものとする。ただし、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税について施行規則第十五条の三の二第五項の規定により市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるものがあり、かつ、当該市町村長から当該補正の方法により行う旨の通知があつた場合には、当該補正の方法により行うことができるものとする。

第五十二条第九項及び第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第五十二条第九項」を「第五十二条第十二項」に改める。
第五十八条の四第七項、第五十八条の五第三項及び第五十八条の七第三項中「第十二条第九項」を「第五十二条第十二項」に改める。
第七十八条の次に次の一条を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)
第七十八条の二 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請及び第八十条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第九条に規定する方法により徴収する。

第六十条第一項中「対し」を「ついで」に改め、同条第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第七条第十三項中「特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）」、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第三条の二の十六第一項に規定するもの（第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）に、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十七項」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める」に、「平成三十一年三月三十一日まで」を「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間」に改め、同項各号を次のように改める。

一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者（不動産特定共同事業法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。） 次に掲げる不動産

イ 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、施行令附則第七条第十八項に規定する用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なもの

ロ イに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地
 二 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

イ 建替え（建替えが必要な家屋として施行令附則第七条第十九項に規定するものの当該建替えに限る。）その他施行規則附則第三条の二の十六第二項に規定する行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第七条第二十項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

ロ イに掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として施行令附則第七条第十九項に規定するもの

ハ イに掲げる土地の上に新築される特定家屋

ニ 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第七条第十九項に規定するもの
 ホ ニに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

附則第十一条の六第一項中「非課税上場株式等管理契約」という。）の下に「又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約（次項において「非課税累積投資契約」という。）を、「規定する非課税口座内上場株式等」の下に「以下この項及び次項において「非課税口座内上場株式等」という。）を加え、「同条第五項第一号」を「同法第三十七条の十四第五項第一号」に、「及び次項において同じ」を「において同じ」に改め、同条第二項中「非課税口座」を「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第五項第五号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）に改め、「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改める。

附則第十一条の七第二項中「未成年者口座」を「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）又は同項第四号に規定する継続管理勘定（以下この項及び次項において「継続管理勘定」という。）に、「この条」を「この項及び次項」に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「取得した」に改め、同条第三項第二号中「掲げる」を「規定する他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への」に改める。

附則第十一条の八第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十二条の二の四において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第十二条の二の四において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十二条の二の四において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第六項」に改め、

同号口中「附則第四条の第五項」を「附則第四条の第五項」に改め、同号八中「附則第四条の第六項」を「附則第四条の第五項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の第七項」を「附則第四条の第九項」に改め、同号イ②中「基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十二条の二の四において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号口中「附則第四条の第八項」を「附則第四条の第十項」に改め、同項第二号中「液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。」を削り、「附則第四条の第九項」を「附則第四条の第十一項」に改め、同号イ①中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）を「平成三十年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号イ②中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）を「平成十七年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の第十項」を「附則第四条の第十二項」に改め、同号口中「附則第四条の第十一項」を「附則第四条の第十三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の第十二項」を「附則第四条の第十四項」に改め、同条第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の第十五項」を「附則第四条の第十七項」に改め、同号口中「附則第四条の第十六項」を「附則第四条の第十八項」に改め、同項第二号中「附則第四条の第十七項」を「附則第四条の第十九項」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の第十八項」を「附則第四条の第二十項」に改め、同号口中「附則第四条の第十九項」を「附則第四条の第二十一項」に改め、同項第二号イ

中「附則第四条の第二十項」を「附則第四条の第二十二項」に改め、同号口中「附則第四条の第二十一項」を「附則第四条の第二十三項」に改め、同号八中「附則第四条の第二十二項」を「附則第四条の第二十四項」に改め、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の第二十三項」を「附則第四条の第二十五項」に改め、同号イ②を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の第二項第一号口中「附則第四条の第二十四項」を「附則第四条の第二十六項」に改め、同項第二号中「附則第四条の第二十五項」を「附則第四条の第二十七項」に改める。

附則第十二条の二の第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ③中「百分の百九十五」を「百分の百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十二条の二の第二項」を「附則第十二条の二の第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の第六項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百

五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の四第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十二条の二の二第二項第二号に掲げる石油ガス自動車
 附則第十二条の二の四第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号口中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十一項」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十一項」に改め、同号イ③中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改め、同号口中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。

第二条 岐阜県条例の一部を次のように改正する。
 第七十八条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「係る自動車税」を「対して課する種別割」に、「第九条」を「第九条の十六」に改める。

(岐阜県条例等の一部を改正する条例の一部改正)
 第三条 岐阜県条例等の一部を改正する条例(平成二十九年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち岐阜県条例附則第十三条第一項の改正規定中「施行規則附則第五条第一項」を「施行規則附則第五条第二項」に改め、「同条第三項」を「同条第一項」に、「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車」を「ものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第一項」に「を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中岐阜県条例第四十四条第一項第五号の改正規定 平成二十九年十月一

日

三 第一条中岐阜県条例第七十八条の次に一条を加える改正規定 平成二十九年十月二日

四 第一条中岐阜県条例第二十七条第五項の改正規定 平成三十年一月一日

五 第一条中岐阜県条例第六十条第一項並びに同条例附則第十一条の六、第十一条の七及び第十一条の八第二項の改正規定並びに附則第二項の規定 平成三十一年一月一日

六 第二条及び附則第六項の規定 平成三十一年十月一日

七 第一条中岐阜県条例附則第七條第十三項の改正規定及び附則第四項の規定 不動産特定共同業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十六号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岐阜県条例(以下「新条例」という。)附則第十一条の六及び第十一条の七の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第五十二条第六項から第九項までの規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第六項に規定する居住用超高層建築物(建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。))を有するものを除く。)(この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された第一条の規定による改正前の岐阜県条例第五十二条第四項の一むねの建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)(の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)(の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)(

の専有部分等の施行日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第七条第十三項の規定は、附則第一項第七号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 第二条の規定による改正後の岐阜県条例第七十八条の二の規定は、平成三十一年度分の附則第一項第六号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例(昭和四十五年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例

岐阜県スポーツ科学センター条例(平成二十八年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一動作分析の部の次に次のように加える。

回復支援(酸素カプセル)	
学生	一人一回につき三三〇
一般	一人一回につき九七〇

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十九号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一八の表四の項第二号口中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に、「一三、一〇〇」を「一三、一〇〇円」ただし、実技試験の実施の日の属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者以外の者(以下この項において「三十五歳未満の者」という。)にあっては、四、一〇〇円(二級及び三級に限る。)(「一四、九〇〇」を「一四、九〇〇円」ただし、三十五歳未満の

者にあつては、五、九〇〇円（二級及び三級に限る。）に、「二七、九〇〇」を「二七、九〇〇円。ただし、三十五歳未満の者にあつては、八、九〇〇円（二級及び三級に限る。）」に改め、同号八中「八、八〇〇」を「八、八〇〇円。ただし、三十五歳未満の者にあつては、二、九〇〇円」に、「九、九〇〇」を「九、九〇〇円。ただし、三十五歳未満の者にあつては、二、九〇〇円」に、「一一、九〇〇」を「一一、九〇〇円。ただし、三十五歳未満の者にあつては、二、九〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一八の表四の項第二号口の改正規定（「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改める部分に限る。）は、平成二十九年十一月一日から施行する。

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館条例

(設置)

第一条 航空宇宙に関する資料を収集し、及び展示し、並びに航空宇宙技術史及び航空宇宙開発への挑戦の物語を伝えることにより、将来の航空宇宙産業を担う人材の育成を図り、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与するため、各務原市に岐阜かがみがはら航空宇宙博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 博物館（附属施設設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第十条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））以下この条から第五条まで及び第九条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。
(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、博物館の使用を許可しないこと

とができる。

- 一 博物館の管理上支障があるとき。
- 二 博物館を使用させることが適当でないとき認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 博物館の管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(特別設備)

第五条 使用者は、博物館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用料金)

第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の納入等)

第七条 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、博物館の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならぬ。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第九条 博物館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一 博物館の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。

五 火気又は危険物を取り扱わないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、博物館から退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第十条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、博物館の管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、博物館の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 県民が博物館を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。

二 博物館の管理に関する事業計画が、博物館の適正な管理のために適切なものであること。

三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。

5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十一条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 博物館の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

三 第十三条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に博物館の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第七条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第十二条 博物館の管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第五条まで及び第九条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

一 博物館を活用した航空宇宙に関する理解の増進及び人材の育成に関すること。

二 博物館の維持管理に関すること。

三 利用者への便宜の供与に関すること。

四 利用の促進に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めるところ。

(管理の基準)

第十二条 指定管理者が行う博物館の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとする。

イ 毎月第一火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下この号及び次号において「休日」という。)である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日)を休業日とする。

ロ 十二月二十八日から翌年の一月二日までを休業日とする。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を受けること。

二 利用時間については、次に掲げるとおりとする。

イ 土曜日、日曜日及び休日は午前十時から午後六時まで、その他の日は午前十時から午後五時までを利用時間とすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を受けること。

三 博物館の管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、博物館の利用を制限すること。

四 博物館の管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十四条 指定管理者は、毎事業年度、博物館の管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十五条 指定管理者は、やむを得ない理由により博物館の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十六条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第十条第五項の規定による届出があったとき。

三 第十一条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一

部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十七条 第四条の規定による停止の命令又は第九条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(岐阜県附属機関設置条例の一部改正)

3 岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の表岐阜県指定管理者審査委員会の項中「岐阜産業会館」の下に「及び岐阜かがみがはら航空宇宙博物館」を加え、同表岐阜産業会館指定管理者審査委員会の項の次に次のように加える。

岐阜かがみがはら航空宇宙博物館 指定管理者審査委員会	岐阜かがみがはら航空宇宙博物館の管理を行う指定管理者の候補者の選定その他指定管理者制度の運用に関する事項についての調査審議に関する事務
-------------------------------	---

別表(第六条、第十一条関係)

入館料 及び高校生	区		金 額
	個人	団体(二〇人以上に限る。)	
六十歳以上の者	一人につき二五〇円(一年を通じて利用する場合は、六五〇円)	一人につき二〇〇円	

その他の者	個人	一人につき四〇〇〇円(一年を通じて利用する場合は、一、〇〇〇〇円)
	団体(二〇人以上に限る。)	一人につき三五〇円
附属施設設備等	知事が定める額	

備考

- 一 高校生とは、高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 二 特別の企画により博物館資料を展示する期間の入館料の額は、この表の規定にかかわらず、一人につき八百円の範囲内で指定管理者がその都度定める額とする。
- 三 幼児、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者の入館料の額は、この表及び前号の規定にかかわらず、無料とする。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県農業大学の項の次に次のように加える。

清流長良川あゆパーク	郡上市	広く県民に漁業を体験する場を提供し、その振興及び発展を図るとともに、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する情報発信を行うための施設
------------	-----	---

別表第三岐阜県福祉・農業会館(以下この項において「会館」という。)の項の次に

次のように加える。

清流長良川あゆパーク(以下この項において「パーク」という。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業に関する体験学習事業を企画し、及び実施すること。 2 漁業及び世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する資料を展示すること。 3 パークを利用する者への便宜の供与に関すること。 4 パークの利用の促進に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 パークの休館日は、火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下この号において「休日」という。)である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日)、一月一日及び十二月三十一日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日に業務を行うことができる。 2 パークの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用時間を変更することができる。
--------------------------------	--	--

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例第三条の二第三項の規定による清流長良川あゆパークに係る同条第一項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四十三の項を削り、四十三の二の項を四十三の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

別表第一一の表を次のように改める。

一 有料公園

花フェスタ記念公園

別表第三一の表平成記念公園の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一八の表一の項中「書面の交付」の下に「又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知」を加え、「自動車保管場所証明書交付申請手数料」を「自動車保管場所証明書交付等申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年十月二日から施行する。

平成二十九年七月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社